



接続約款変更認可申請書

西設相制第14号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成29年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

月額

区 分		単位	料金額	備考				
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア～イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
				② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額		
				③ 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額		
				④ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①D欄に規 定する料金 額		
				(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成28年4月1日から平成 29年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
				② 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額		

区 分		単位	料金額	備考				
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア～イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
				② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額		
				③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額		
				(4) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	

			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②D欄に規定する料金額
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額	
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額	
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額	
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③D欄に規定する料金額	
エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円	
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,922円	
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額	
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額	
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額	
エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,954円	
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,954円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,421円		
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,100円		
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,229円	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,229円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含めないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィル	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円	

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,133円		
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	6,572円	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	6,572円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含めないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィル	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円	

1-3 欄で接 続する 場合)	タ(保守利用を 目的として光 信号の一部の 帯域を制限す るものをいい ます。以下同じ とします。)を 利用する場合	C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)			
			D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)		
		② 保 守の 区別 がタイプ 1-2の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117円		
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961円	
					C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)
					D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)
					③ ① ②以 外の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに
		B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,050円			
		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)			

1-3 欄で接 続する 場合)	タ(保守利用を 目的として光 信号の一部の 帯域を制限す るものをいい ます。以下同じ とします。)を 利用する場合	B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)				
			C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)			
		② 保 守の 区別 がタイプ 1-2の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円			
				B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	(略)		
					C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
					③ ① ②以 外の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,066円
							B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに

				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円				
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円				
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円				
		B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円				
		C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円				
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円				
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		E 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				

			③ ① ② 以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,211円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,050円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの			① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	—
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,542円	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,455円	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,044円	
	(4) 保守の区別がタイプ			① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679円	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,066円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円	—
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,041円	
	(4) 保守の区別がタイプ			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円	

		プ 1 - 2 の も の	② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,542円</u>	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,455円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,044円</u>	
		(ウ) (7)(イ) 以外 の も の	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>2,755円</u>	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,614円</u>	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,525円</u>	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,102円</u>	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,644円</u>		
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,254円</u>		
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,211円</u>		
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,168円</u>		

		プ 1 - 2 の も の				
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,452円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,041円</u>	
		(ウ) (7)(イ) 以外 の も の	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,626円</u>	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>2,522円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>2,099円</u>	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,449円</u>		
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,572円</u>		
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,902円</u>		
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,232円</u>		

所) 第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	15Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>13,125 円</u>	—
	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>13,995 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>14,952 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>15,909 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>16,866 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>17,736 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>18,693 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>19,650 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>20,607 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>21,564 円</u>	

所) 第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	15Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>17,695 円</u>	—
	18Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>19,025 円</u>	
	21Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>20,355 円</u>	
	24Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>21,818 円</u>	
	27Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>23,148 円</u>	
	30Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>24,478 円</u>	
	33Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>25,941 円</u>	
	36Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>27,271 円</u>	
	39Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>28,734 円</u>	
	42Mbit/s の符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	<u>30,064 円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまして伝送を行う機能)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまして伝送を行う機能)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(7) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,175円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、515円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成28 年4月1日 から平成29	1回線 ごとに	2,237円

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,155円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、515円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成31 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、406円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる406円のうち、398 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成29 年4月1日 から平	1回線 ごとに	2,216円

		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		のもの	成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)④欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものに係るもの)	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185円	—		
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円			
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	ウ 2芯式のもの	⑦ 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370円	—		
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円			
(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(略)				
(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)				
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円	—	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
			(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものに係るもの)	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	182円	
	② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
	③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
	ウ 2芯式のもの	⑦ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	364円			
	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(略)				
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円	—		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	489円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		489円	
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに			504円			
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円				
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484円				
		C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円				
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,679円		—	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,542円			
③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,455円				
④ 平成31年4月1日以降に適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,044円				

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円	—		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	514円			
			(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	503円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに		503円	
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに			518円			
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	497円				
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	497円				
		C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	512円				
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,553円		—	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,452円			
③ 平成31年4月1日以降に適用する料金			1光信号主端末回線ごとに	2,041円				

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,679円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,542円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,455円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,044円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,755円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,614円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,525円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,102円

	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,553円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,452円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,041円
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,626円
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,522円
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回線ごとに	2,099円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに係る規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,237円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.96%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

6 （略）

(1) （略）

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中 第1～3 欄で接続 する場 合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 ー1 のも の	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円
				C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,460円
				D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,049円
		② 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 のも の	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684円	
			B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547円	
C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに		2,460円			

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

6 （略）

(1) （略）

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中 第1～3 欄で接続 する場 合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 ー1 のも の	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,554円
				B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,453円
				C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,042円
				② 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 のも の	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに
		B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに		2,453円	

				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,049円	
		③ ①② 以外のもの		A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,760円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,619円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,530円	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,107円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの		A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,179円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円	
		③ ①② 以外のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,627円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料

					る料金額に、588円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1回線ごとに		第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

					る料金額に、516円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1回線ごとに		第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限ります。)に係る加算料	① 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,684円
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円	
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,684円	
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,547円	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,460円	
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,049円	
			C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,760円
				平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,619円

月額

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限ります。)に係る加算料	① 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,554円
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円	
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,042円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,554円
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1光信号主端末回線ごとに	2,453円	
		平成31年4月1日以降に適用する料金		1光信号主端末回線ごとに	2,042円	
		C AB以外のもの		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,627円

月額

				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,530円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,107円	
② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,523円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,100円	
② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、588 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、572円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成30年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、516 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 516円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
B 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 のも の	平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金		1 光信号 主端末回 線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。	
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料	

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成30年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、516 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 516円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成31年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、406 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 406円のうち、398円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
B 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 のも の	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金		1 光信号 主端末回 線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。	
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料	

				29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、406	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

					る料金額に、516円を加算した料金額	
C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に		

					円を加算した料金額	
C AB以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に		

				線ごとに	から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085円		

				線ごとに	から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成29年4月1日から実施します。ただし、平成29年4月1日を超えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成29年4月1日に遡及して適用します。

網使用料算定根拠

加入光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	22
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	23
V. 資本構成比率の算定	24
VI. 他人資本利子率の算定	25
VII. 自己資本利益率の算定	26
VIII. 利益対応税率の算定	27
IX. 料金設定に使用した回線数	29
X. 料金設定に使用した保守換算係数	32
X I. 料金設定に使用した貸倒率	34
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	35
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	36
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	37
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	38
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	39
2. 設備区別固定資産明細表	40
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	42
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	43

Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					付加機能使用料、経収入控除項目							
	右記以外	①	② 分岐引込線 (光信号配線 含む)	局外スプリッ タ	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	③	左記以外	④	⑤	⑥	⑦		
①指定設備管理運営費	134,795	103,571	30,002	1,222	2,165	2,153	233,980	4,797	229,183	108,368	107,733	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,018	2,983	5	29	35	35	86	1	85	2,984	2,983	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	21,445	21,196	38	210	251	251	610	7	603	21,203	21,201	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	10,329	10,209	18	101	121	121	294	3	290	10,212	10,211	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	169,587	137,959	30,063	1,562	2,572	2,560	234,970	4,808	230,161	142,767	142,128	①+②+③+④	
⑥正味固定資産	744,302	736,980	0	7,321	8,729	8,729	0	0	0	736,980	736,980	(参考2)設備区分別固定資産明細表より	
⑦投資等	1,042	1,032	0	11	12	12	0	0	0	1,032	1,032	⑥正味固定資産×投資等比率	
⑧貯蔵品	5,657	5,601	0	56	66	66	0	0	0	5,601	5,601	⑥正味固定資産×貯蔵品比率	
⑨運転資本	6,115	4,717	1,353	45	67	66	21,528	231	21,297	4,949	4,869	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日	
⑩レートベース	757,116	748,330	1,353	7,433	8,874	8,873	21,528	231	21,297	748,562	748,482	⑥+⑦+⑧+⑨	
⑪有利子負債以外の負債の額	59,028	58,343	105	579	692	692	1,678	18	1,660	58,361	58,355	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合	
⑫租税公課	16,983	14,466	2,432	85	130	130	7,305	0	7,305	14,466	14,466		
⑬減価償却費	66,880	49,873	16,249	758	1,486	1,486	52,060	1,616	50,444	51,489	51,489	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
⑭固定資産除却損	2,012	1,494	499	19	11	11	2,389	1,331	1,058	2,825	2,824		

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成27年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	102	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	722	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	348	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	4,086	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	341	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	171	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	3,112	Ⅹ.料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス))より
⑪加算料相当コスト(百万円)	6,385	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,988	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					備考
	右記以外	①	② 分岐引込線 (光信号配線 含む)	局外スプリッ タ	③	
①指定設備管理運営費	134,795	90,179	89,584	43,394	1,222	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,018	2,980	2,980	8	29	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	21,445	21,179	21,177	55	210	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,329	10,201	10,200	26	101	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	169,587	124,539	123,941	43,483	1,562	①+②+③+④
⑥正味固定資産	744,302	736,980	736,980	0	7,321	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,042	1,032	1,032	0	11	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,657	5,601	5,601	0	56	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,115	4,114	4,039	1,957	45	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	757,116	747,727	747,652	1,957	7,433	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	59,028	58,296	58,290	153	579	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,983	13,380	13,380	3,517	85	
⑬減価償却費	66,880	42,620	42,620	23,502	758	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,012	1,271	1,271	722	19	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外	主線束回線 に係る引込線 (光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
					タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外			
①指定設備管理運営費	134,795	95,764	95,183	37,809	1,222	2,165	2,153	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,018	2,981	2,981	7	29	35	35	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	21,445	21,186	21,184	48	210	251	251	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,329	10,204	10,203	23	101	121	121	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	169,587	130,135	129,551	37,887	1,562	2,572	2,560	①+②+③+④
⑥正味固定資産	744,302	736,980	736,980	0	7,321	8,729	8,729	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,042	1,032	1,032	0	11	12	12	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,657	5,601	5,601	0	56	66	66	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,115	4,365	4,293	1,705	45	67	66	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	757,116	747,978	747,906	1,705	7,433	8,874	8,873	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	59,028	58,315	58,310	133	579	692	692	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,983	13,833	13,833	3,065	85	130	130	
⑬減価償却費	66,880	45,645	45,645	20,477	758	1,486	1,486	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,012	1,364	1,364	629	19	11	11	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	129,551	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	2,560	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	132,111	①+②

c. 平成27年度適用接続料に加算した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	2,193	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1-1-1のイの(4)のcの①-平成26年度~28年度適用接続料算定根拠のⅡの1-1-1のエのc(平成27年度)
②主配線盤	▲90	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1-1-1のイの(4)のcの⑧
③合計	2,103	①+②

d. 乖離額を加算した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	131,744	bの①+cの①
②主配線盤	2,470	bの②+cの②
③合計	134,214	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成27年度	備考
①光信号端末回線	1,137	平成27年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	1,116	
③負担金あり	21	
④光信号主端末回線	1,996	
⑤加入者回線	3,132	
⑥主配線盤	3,134	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	44,776	②+③
②負担金なし	44,002	aの②×3286円×12ヶ月
③負担金あり	774	aの③×3118円×12ヶ月
④光信号主端末回線	67,678	aの④×2826円×12ヶ月
⑤加入者回線	112,454	①+④
⑥主配線盤	2,520	aの⑥×67円×12ヶ月
⑦合計	114,974	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	19,290	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲50	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	19,240	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	129,551	(1)のbの①
②光信号主端末回線	123,941	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	5,610	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.33%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	142,128	ア-1. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	135,743	①-③
③加算料相当コスト	6,385	ア-1. 光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.49%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	19,290	(3)の①
②光信号主端末回線	18,455	①-⑤
③下記以外	17,626	②-④
④加算料相当コスト	829	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	835	①×aの④
⑥下記以外	798	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	37	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲50	(3)の②
⑨合計	19,240	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成27年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:百万円)

区分	平成27年度 (見込値)	備考
①加入者回線	18,439	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成27年度)より
②光信号主端末回線	17,637	
③下記以外	16,843	
④加算料相当コスト	794	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	802	
⑥下記以外	766	
⑦加算料相当コスト	36	
⑧支配線盤	233	
⑨合計	18,672	

b. 平成27年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(H29年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	851	(4)のc-aより
②光信号主端末回線	818	
③下記以外	783	
④加算料相当コスト	35	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	33	
⑥下記以外	32	
⑦加算料相当コスト	1	
⑧支配線盤	▲283	
⑨合計	568	

c. 平成29年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成29年度	備考
①光信号主端末回線	1,196	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	37.20%	
③負担金なし	1,180	
④負担金あり	16	
⑤光信号主端末回線	2,019	
⑥加入者回線に占める割合	62.80%	
⑦加入者回線	3,215	
⑧支配線盤	3,216	平成28年度～平成31年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

d. 平成29年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	337	②+③
②下記以外	323	bの③×cの②+bの⑥
③加算料相当コスト	14	bの④×cの②+bの⑦
④光信号主端末回線	514	⑤+⑥
⑤下記以外	492	bの③×cの⑤
⑥加算料相当コスト	22	bの④×cの⑥
⑦支配線盤	▲283	bの⑧
⑧合計	568	①+④+⑦

e. 平成29年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	24	②+③
②下記以外	23	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	1	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	21	⑤+⑥
⑤下記以外	20	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	1	dの⑥÷cの⑥÷12ヶ月
⑦支配線盤	▲7	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①端末回線	2,961	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成29年度)より
②乖離額	16	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	2,977	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①加算料	181	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成29年度)より
②乖離額	1	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	182	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①主配線盤	56	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成29年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	49	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①端末回線	2,341	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成29年度)より
②乖離額	13	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
④1芯あたり原価計	2,354	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成29年度	備考
①加算料	141	平成28年度～31年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成29年度)より
②乖離額	1	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	142	①+②

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲) 試験交付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土本設備	(再掲) 下部区間			
①指定設備管理運営費	216,466	190,854	180,236	4,606	54,318	27,608	125,918	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	3,177	3,109	2,888	3	1,434	1,059	1,454	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	22,575	22,092	20,522	23	10,191	7,522	10,331	⑩レート×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,873	10,641	9,884	11	4,908	3,623	4,976	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	253,091	226,696	213,530	4,643	70,851	39,812	142,679	①+②+③+④
⑥正味固定資産	771,944	757,882	703,610	229	352,736	261,926	350,874	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,081	1,061	985	0	494	367	491	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,867	5,760	5,347	2	2,681	1,991	2,667	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	18,118	15,250	14,590	568	3,886	1,295	10,704	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	797,010	779,953	724,532	799	359,797	265,579	364,736	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	62,138	60,808	56,487	62	28,051	20,706	28,436	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	21,110	20,930	19,380	6	9,716	7,214	9,664	
⑬減価償却費	47,538	45,136	41,531	27	12,803	9,507	28,728	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,873	2,785	2,608	29	715	531	1,893	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者回線設備(ATMデータ伝送)	(再掲) 固定無線基地局伝送路	(再掲) 固定無線宅内設備		
①指定設備管理運営費	1,865	348	1,517	265	249	8	10	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	21	5	15	2	1	0	0	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	147	39	108	11	10	0	0	⑩レート×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	71	19	52	5	5	0	0	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	2,104	411	1,692	283	265	8	10	①+②+③+④
⑥正味固定資産	5,019	1,344	3,675	364	338	14	14	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	7	2	5	1	0	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	38	10	28	3	3	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	119	13	105	27	26	0	1	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	5,183	1,369	3,813	395	367	14	15	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	404	107	297	31	29	1	1	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	74	21	53	7	6	1	1	
⑬減価償却費	797	208	589	37	30	4	4	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	46	13	32	4	3	0	1	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			備考
	回線管理運営			
	電話等・ラインシェアリング・ドライカガハ光ファイバ	DB管理および料金計算		
		電話等		
①指定設備管理運営費	23,482	22,382	4,535	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	46	44	5	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	325	314	36	⑩レート×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	157	151	17	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	24,010	22,891	4,593	①+②+③+④
⑥正味固定資産	8,679	8,426	709	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	12	12	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	66	64	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,722	2,591	557	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	11,479	11,093	1,272	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	895	865	99	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	100	96	19	
⑬減価償却費	1,568	1,524	59	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	39	37	5	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考	
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
相互接続回線				その他		
ラインシェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイバ接続に係る開発費用			
①指定設備管理運営費	308	963	1,025	53	15,498	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	2	2	0	35	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	5	11	14	0	249	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	2	5	7	0	120	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	316	981	1,048	53	15,902	①+②+③+④

⑥正味固定資産	128	263	353	0	6,974	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	10	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	2	3	0	53	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	36	115	122	7	1,755	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	165	380	478	7	8,792	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	13	30	37	1	685	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	2	5	8	0	62	
⑬減価償却費	17	35	42	0	1,371	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	2	3	0	27	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(高層)メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
	端末系回線伝送機能	データ伝送機能					
①指定設備管理運営費	104	45	59	996	5,662	5,611	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	106	105	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	10	752	745	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	0	0	0	5	382	359	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	105	45	59	1,012	6,882	6,820	①+②+③+④

⑥正味固定資産	16	7	9	236	25,850	25,623	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	36	36	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	196	195	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	13	6	7	119	467	465	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	29	13	16	357	26,549	26,319	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2	1	1	28	2,070	2,052	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	4	454	450	
⑬減価償却費	1	0	1	42	1,193	1,158	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	281	281	

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備利用部門	備考
	(再掲)局外スプリッタ(局外4分岐)		(再掲)局外スプリッタ(局外8分岐)		
			スプリッタ(DSL)		
①指定設備管理運営費	134,795	89	1,133	503	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,018	2	27	5	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	21,445	15	195	35	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,329	7	94	17	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	169,587	113	1,449	560	①+②+③+④

⑥正味固定資産	744,302	531	6,790	1,200	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,042	1	10	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,657	4	52	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,115	3	42	40	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	757,116	539	6,894	1,251	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	59,028	42	537	98	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,983	6	79	23	
⑬減価償却費	66,880	55	703	154	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,012	1	18	6	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	411	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	9,924	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,451	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	32	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	9,924	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	3,500	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	417	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	26	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	409	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(罹より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	26	(d)の①
③合計(百万円)	435	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,653	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,221	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	501	
③自己資本費用(円/回線・年)	3,558	
④利益対応税(円/回線・年)	1,714	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,994	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,750	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲7	平成27年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,658	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	85	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,736	⑥の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(罹より))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,821	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	265	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	40	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	248,970	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	58	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(a)の④に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	173	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	132	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	264	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(罹より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	132	(d)の①
③合計(百万円)	396	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	133	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	45	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	11	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	5,407	IXの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	494	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	32	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	24	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	45	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	24	(d)の①
③合計(百万円)	69	①×②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,063	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,449	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,882,531	IXの1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	64	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲388	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,882,531	IXの1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	54	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(f)の④に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,220	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲159	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,440	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲159	(d)の①
③合計(百万円)	1,281	①×②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	57	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	113	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	114,480	IXの1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	82	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲58	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	114,480	IXの1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	65	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(g)の④に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	89	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲34	(a)の①+(b)の①×(1+X I. 料金設定に使用した貨物率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	113	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(償より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲34	(d)の①
③合計(百万円)	79	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	58	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

a. 原価の算定(主端回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮前)

区分	単芯区間	備考		
		単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット
①創設費(円/回線)	33,992	27,137	5,170	1,685
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,760	2,561	150	49
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,774	1,774	0	0
③他人資本費用(円/回線・年)	54	54	0	0
④自己資本費用(円/回線・年)	38	38	0	0
⑤利益対応税(円/回線・年)	21	21	0	0
⑥合計(円/回線・年)	2,873	2,674	150	49

・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(償より))を用いて算定した。
・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(26,474円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.029)により算定した。

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	9,810	
②設備管理運営費(円/回線・年)	736	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	422	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(償より))を用いて算定した。
③他人資本費用(円/回線・年)	22	・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(33,992円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.2886)を乗じて算定した。
④自己資本費用(円/回線・年)	157	・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.032)により算定した。
⑤利益対応税(円/回線・年)	76	
⑥合計(円/回線・年)	991	②+③+④+⑤

b. 原価の算定(主端回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化の影響考慮後)

区分	単芯区間	備考		
		単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット
①創設費(円/回線)	33,992	27,137	5,170	1,685
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,338	3,022	238	78
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,774	1,774	0	0
③他人資本費用(円/回線・年)	54	54	0	0
④自己資本費用(円/回線・年)	38	38	0	0
⑤利益対応税(円/回線・年)	19	19	0	0
⑥合計(円/回線・年)	3,449	3,133	238	78

・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(償より))を用いて算定した。
・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(26,474円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.046)により算定した。

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	22,614	
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,125	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	972	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(償より))を用いて算定した。
③他人資本費用(円/回線・年)	51	・引込線あたり電柱資産額は、平成27年度実績の引込線に係る電柱設備の取得固定資産額(167,881百万円)を引込線数(7,423,925回線)で除して算定した。
④自己資本費用(円/回線・年)	362	・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数(0.051)により算定した。
⑤利益対応税(円/回線・年)	158	
⑥合計(円/回線・年)	2,696	②+③+④+⑤

c. 原価

(a)2-1-1-1第2欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,864	a)の⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲176	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,792	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲104	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貨物率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	6,145	b)の⑥単芯区間+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	503	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,815	a)の⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲170	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,744	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲99	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貨物率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	6,067	b)の⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	497	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,820	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成27年度実績(キャビネット設置:10%、引き渡し:90%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲168	平成27年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,744	平成27年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲92	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貨物率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	6,075	(a)と(b)の⑤についてキャビネット設置率(平成27年度実績(キャビネット設置:10%、引き渡し:90%))で加重して算定
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	499	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	8	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	82	Xの⑨7)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	8,130	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲4	平成27年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	82	Xの⑨7)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	7,407	平成27年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のIの(e)の4に平成27年度適用網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	7	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲3	(a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	8	(a)の①の内、利益対応税について、平成29年度適用の利益対応税率(42.82%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲3	(d)の①
③合計(百万円)	5	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	5,081	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2) 料金の設定

① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	5,954	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(I) (A) (イ) 以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	5,954	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ウ) (A) (イ) 以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	6,133	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)のイ 端末回線により伝送を行う機能(1,536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,653	Bの(a)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	98	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,821	Cの①
④料金 (円/回線・月)	6,572	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)のイ 端末回線により伝送を行う機能(1,536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,653	Bの(a)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	98	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,821	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	6,572	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(イ)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)(イ)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	3,066	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により伝送を行う機能(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	3,066	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)(円/回線・月)	57	57	57	Fの(e)の④
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,354	2,254	1,855	平成29年度については1-1のウのdの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,553	2,452	2,041	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)(円/回線・月)	57	57	57	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,354	2,254	1,855	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,553	2,452	2,041	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7) (7)(イ)以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)(円/回線・月)	59	59	59	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,425	2,322	1,911	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,626	2,522	2,099	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の①保守の別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)(円/回線・月)	58	58	58	Gの(e)の④
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,354	2,254	1,855	平成29年度については1-1のウのdの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,554	2,453	2,042	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の②保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)(円/回線・月)	58	58	58	Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,354	2,254	1,855	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,554	2,453	2,042	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とするものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の③①②以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)(円/回線・月)	60	60	60	Gの(e)の④Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線(円/回線・月)	2,425	2,322	1,911	平成29年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)(円/回線・月)	142	141	129	平成29年度については1-1のウのeの③、平成30年度～平成31年度については平成28年度～平成31年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,627	2,523	2,100	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5～2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能(7) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成29年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	5,320	1,063	9,449
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	9,443	1,063	13,572
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	10,773	1,063	14,902
1 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	12,103	1,063	16,232
1 5 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	13,566	1,063	17,695
1 8 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	14,896	1,063	19,025
2 1 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	16,226	1,063	20,355
2 4 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	17,689	1,063	21,818
2 7 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	19,019	1,063	23,148
3 0 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	20,349	1,063	24,478
3 3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	21,812	1,063	25,941
3 6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	23,142	1,063	27,271
3 9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	24,605	1,063	28,734
4 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,066	25,935	1,063	30,064

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1 芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	182	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2 芯式のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	364	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	499	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	499	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	514	Hのcの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	503	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	503	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	518	Hのcの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	497	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	497	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成29年度	備考
料金(円/回線・月)	512	Hのcの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,553	2,452	2,041	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,553	2,452	2,041	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(9) (7)(イ)以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,626	2,522	2,099	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(9) (7)(イ)以外のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の①②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,554	2,453	2,042	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (4)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の①②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,554	2,453	2,042	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (4)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

・(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。に)に係る加算料の①②以外の場合のC、AB以外のもの

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
料金(円/回線・月)	2,627	2,523	2,100	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(イ)附則第4項(1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成29年度	備考
①固定無線基地局伝送路(円/回線・月)	5,081	①の(e)の④
②光信号端末回線(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③
③加算料(円/回線・月)	182	1-1のウのbの③
④料金(円/固定無線基地局伝送路・月)	8,240	(①+②+③) × (1+X I、料金設定に使用した貸倒率)

・(イ)附則第4項(1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成29年度	備考
①固定無線基地局伝送路(円/回線・月)	5,081	①の(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線(円/回線・月)	2,977	1-1のウのaの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(円/回線・月)	182	1-1のウのbの③
④料金(円/固定無線基地局伝送路・月)	8,240	(①+②+③) × (1+X I、料金設定に使用した貸倒率)

1-3. 光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,553	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	398	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,155	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	0.96%	VI 他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	406	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	406	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,553	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	398	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,155	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	0.96%	VI 他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	406	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	406	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,626	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の(ウ) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	410	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,216	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	0.96%	VI 他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	418	eの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	418	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,554	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	398	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,156	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち C 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	0.96%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	406	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	406	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,554	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	398	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,156	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち C 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	0.96%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	406	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	406	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ③ ①②以外のものうち A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,627	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)(イ)以外の場合の③ ①②以外のもの
②割引率	15.6%	別紙の(2)の③
③割引額	410	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,217	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ③ ①②以外のものうち B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金金を適用する場合の ③ ①②以外のものうち C 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	0.96%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	418	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	418	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を用いる場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,155	①基本料のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	406	①基本料のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,155	①基本料のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	406	①基本料のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,216	①基本料のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金(平成31年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	418	①基本料のiより

j. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A 保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,156	①基本料のjより

k. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A 保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A 保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	406	①基本料のlより

m. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B 保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,156	①基本料のmより

n. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B 保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B 保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	406	①基本料のoより

p. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,217	①基本料のpより

q. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金

区分	平成30年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの組み合わせで利用するものに限り。))に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のものうち 平成31年4月1日以降に適用する料金

区分	平成31年度	備考
料金 (円/回線・月)	418	①基本料のrより

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1) メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成29年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,528	平成29年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のアイ以外のもの(イ) 当社の局内スイッチを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,553	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	499	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	70	平成29年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.5	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成29年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	3,191	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	20,424	(1)の②×8
③割引率 (%)	15.6%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,220,583 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,132 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0014 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

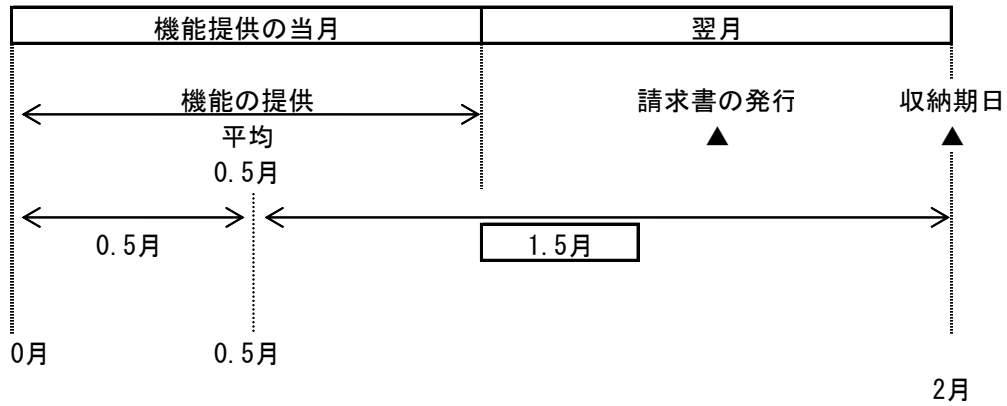
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,588,396 (A)
貯蔵品 (※)	19,602 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0076 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ヵ月}}{12 \text{ヵ月}} \times 365 \text{日} = \boxed{45.625 \text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H27) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,588,396	有利子負債 976,259 (0.307)	H27稼働 電気通信事業固定資産 2,588,396	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 976,259 (0.360)	↑ 負債
	その他の負債 444,591 (0.140)			退職給付引当金 211,695 (0.078)	
	退職給付引当金 231,764 (0.073)		② 流動資産の 圧縮 ▲464,660		
	自己資本 1,527,346 (0.480)	貯蔵品(月平均) 19,602		自己資本 1,527,346 (0.562)	↑ 資本
流動資産等 591,564		投資等 3,820			
		運転資本 103,482			
計	3,179,960	計	2,715,300	計	2,715,300
			① 流動資産の理論値と 実績の差 126,904-591,564=▲464,660		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{976,259}{\text{負債}} + \frac{211,695}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,715,300}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.438}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{976,259}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{976,259}{\text{負債の合計}} + \frac{211,695}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.822}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.822}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.178}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.438}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.562}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成27年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{0.96\%}$$

(単位：%)

年度	27
区分	
他人資本利率	0.96

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{0.68\%}$$

(単位：%)

年度	23	24	25	26	27	平均
区分						
他人資本利率	1.08	0.81	0.69	0.49	0.32	0.68

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 0.96\% \times 0.822 + 0.68\% \times 0.178 = \boxed{0.91\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	25	26	27	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	8.19	8.16	<u>7.86</u>	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	0.69	0.49	0.32	—	
①-②	7.50	7.67	7.54	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	5.19	5.09	4.84	<u>5.04</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成27年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	23	24	25	26	27	
主要企業の自己資本利益率	3.39	3.76	8.19	8.16	7.86	<u>6.27</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタルメディア局の総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成27年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 5.04%

VIII.利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 47.28%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を x_2 とする。 ($x_2 = x_1 \times 0.935$)

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.031$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.935)) \times 0.031 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.031}{1+0.060} \times y$$

$$= \underline{0.0292 y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.935$$

$$= 0.0292 y \times 0.935$$

$$= \underline{0.0273 y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.239$$

$$= (y - (0.0292 y + 0.0273 y)) \times 0.239$$

$$= \underline{0.2255 y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2255 y \times 0.032$$

$$= \underline{0.0072 y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2255 y \times 0.097$$

$$= \underline{0.0219 y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2255 y \times 0.044$$

$$= \underline{0.0099 y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3210 y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3210 y}{(1-0.3210) y} = \frac{0.3210 y}{0.6790 y} = 0.4728$$

税引前利益 y

利益対応税
$x = 0.3210 y$

税引後利益

$z = (1-0.3210) y$

VIII.利益対応税率の算定 (H29年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 42.82%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率
事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.036 \Rightarrow x_1 = \frac{0.036}{1+0.036} \times y = \underline{0.0347 y}$$

③法人税実効税率
法人税額を x_2 とする。

$$x_2 = \text{事業税引後利益} \times 0.234 = (y - 0.0347 y) \times 0.234 = \underline{0.2259 y}$$

④道府県民税実効税率
道府県民税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{法人税額} \times 0.010 = 0.2259 y \times 0.010 = \underline{0.0023 y}$$

⑤市町村民税実効税率
市町村民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.060 = 0.2259 y \times 0.060 = \underline{0.0136 y}$$

⑥地方法人税実効税率
地方法人税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.103 = 0.2259 y \times 0.103 = \underline{0.0233 y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率
利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 = \underline{0.2998 y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.2998 y}{(1-0.2998) y} = \frac{0.2998 y}{0.7002 y} = 0.4282$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.2998 y$
税引後利益 $z = (1-0.2998) y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	600,714	1	1.00	600,714
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,869,673	1	1.00	12,869,673
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	304,491	1	1.03	313,626
(4) 4線式	15,440	2	1.03	31,806
(5) メタルサービス小計	13,790,318	-	-	13,815,819
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	17,866	1	1.00	17,866
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,603,221	1	1.00	2,603,221
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	486,721	1	1.03	501,323
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	0	2	1.00	0
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	9,205	2	1.00	18,410
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,028	2	1.03	6,238
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	3,120,041	-	-	3,147,058
(14) 計 ((5)+(13))	16,910,359	-	-	16,962,877

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,120,041	-	1.00	3,132,274
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	2,344,992
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	815,247
(17) 光サービス	3,111,586
(18) 計 ((15)+(17))	5,456,578

(再掲) メタルサービスの收容形態別回線数				
(19) 局外RT收容メタル回線数	-	-	-	1,070,066
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	12,745,753
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	13,815,819
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,530,134
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	12,285,685
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	13,815,819

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	600,714	1	1.00	600,714
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	12,869,673	1	1.00	12,869,673
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	304,491	1	1.03	313,626
(28) 4線式	15,440	2	1.03	31,806
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	29,391	1	1.00	29,391
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,219,817	1	1.00	1,219,817
(31) メタルサービス小計	15,039,526	-	-	15,065,027
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	17,866	1	1.00	17,866
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,603,221	1	1.00	2,603,221
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	486,721	1	1.03	501,323
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	720	2	1.00	1,440
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	9,205	2	1.00	18,410
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,028	2	1.03	6,238
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	3,120,761	-	-	3,148,498
(40) 計 ((31)+(39))	18,160,287	-	-	18,213,525

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,120,761	-	1.00	3,133,714
-----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの收容形態別回線数				
(41) 局外RT收容メタル回線数	-	-	-	1,070,066
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	13,994,961
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	15,065,027
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	1,530,134
(45) 追加MDF	-	-	-	1,249,208
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	12,285,685
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	15,065,027

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,373,706	1	1.00	1,373,706
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	35,537	1	1.00	35,537
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	9,924	1	1.00	9,924
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,383,630	-	-	1,383,630

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼動回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	11,801,305
(55) (再) PHS基地局回線	0
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	718,561
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,390,345
(58) 光ファイバ・相互接続回線	842,010
(59) 上記以外の回線数	9,017,942
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	23,770,163
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	2,950,916
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,232,355

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼動回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	12,721,031
(64) DSL回線故障対応機能契約数	487,628
(65) 計 ((63)+(64))	13,208,659

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼動回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	58,784
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	17,291
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	36,737
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	112,812
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	10,529,291
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,373,705
(71) 計 ((69)+(70))	11,902,996

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成27年度 稼動回線数
(72) 計	483,813

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼動回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼動回線数
(73) 3 Mb/s	4,598	40	183,920
(74) 6 Mb/s	479	71	34,009
(75) 9 Mb/s	58	81	4,698
(76) 12 Mb/s	231	91	21,021
(77) 15 Mb/s	5	102	510
(78) 18 Mb/s	6	112	672
(79) 21 Mb/s	5	122	610
(80) 24 Mb/s	19	133	2,527
(81) 27 Mb/s	0	143	0
(82) 30 Mb/s	2	153	306
(83) 33 Mb/s	2	164	328
(84) 36 Mb/s	1	174	174
(85) 39 Mb/s	0	185	0
(86) 42 Mb/s	1	195	195
(87) 計	5,407	-	248,970

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成27年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	50,256	1	1.00	50,256
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	1,959	1	1.03	2,018
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	52,215	-	-	52,274
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	815,234	1	1.00	815,234
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	10,308	1	1.03	10,617
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	825,541	-	-	825,851

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	32	1	1.00	32
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	82	1	1.00	82
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	990	1	1.00	990

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	108,860	1	1.00	108,860
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	5,456	1	1.03	5,620
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	114,316	-	-	114,480
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	1	1	1.00	1
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,843,060	1	1.00	1,843,060
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	38,321	1	1.03	39,470
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,881,382	-	-	1,882,531

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	69,595	1	1.00	69,595
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	18	1	1.03	18
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	69,612	-	-	69,613
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	8,869	1	1.00	8,869
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	577	1	1.03	594
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	9,446	-	-	9,463
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	16,721	1	1.00	16,721
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	409	1	1.03	421
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	17,130	-	-	17,142

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	561,187	1	1.00	561,187
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	10,339	1	1.03	10,649
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	571,526	-	-	571,836
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	41,484	1	1.00	41,484
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,828	1	1.03	1,882
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	43,311	-	-	43,366

・特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,696
(128) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,713
(129) ISDN一次群ユーザネットワークインタフェースにより符号伝送が可能なもの	6,933
(130) 計 (127)+(128)+(129)	14,342

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成27年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(131) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はⅩⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.278
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.532
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.5
b. その他のコストの割合	92.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.927
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.946
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.396
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.6
b. その他のコストの割合	93.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.927
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.946
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.396
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.6
b. その他のコストの割合	93.4
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H27	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	150,469	H27年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の			メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
			局外RTに収容されている加入者回線(※)	みを用いる加入者回線	(再掲)試験受付			
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	94,928	3,860	91,068	3,981	2,461	5	2,456
共通費	・施設保全費支出額比	4,784	220	4,564	148	781	3	778
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	9,916	452	9,464	401	329	2	327
試験研究費	・取得資産額比	2,539	196	2,343	1	24	2	22
通信設備使用料	・取得資産額比	18	1	17	4	0	0	0
租税公課	・正味資産額比	20,930	1,550	19,380	6	454	3	450
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	45,136	3,605	41,531	27	1,193	35	1,158
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	12,603	734	11,869	38	420	1	420
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,785	177	2,608	29	281	0	281
合計	—————	190,854	10,618	180,236	4,606	5,662	51	5,611

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線				メタル主配線盤		
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得資産額比(線路・土木)	1,414	45	1,370	1,370	49,307	827	48,481
	減価償却累計額	—	1,322	42	1,281	1,281	46,464	713	45,751
	正味価額	—	92	3	89	89	2,843	114	2,730
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得資産額比(線路・土木)	1,188	0	1,188	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	1,026	0	1,026	0	0	0	0	
正味価額	—	162	0	162	0	0	0	0	
無線機械設備	取得資産額比(線路・土木)	3,317	0	3,317	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	2,913	0	2,913	0	0	0	0	
正味価額	—	403	0	403	0	0	0	0	
電力設備	取得資産額比(線路・土木)	3,561	250	3,311	763	89	10	79	
減価償却累計額	—	3,054	215	2,839	654	76	8	68	
正味価額	—	507	36	472	109	13	1	11	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得資産額比(線路・土木)	79	6	73	0	323	0	323	
減価償却累計額	—	67	5	62	0	262	0	262	
正味価額	—	12	1	11	0	60	0	60	
空中線設備	取得資産額比(線路・土木)	222	0	222	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	150	0	150	0	0	0	0	
正味価額	—	72	0	72	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得資産額比(線路・土木)	2,647,007	122,090	2,524,917	0	0	0	
	減価償却累計額	—	2,214,751	92,141	2,122,610	0	0	0	
正味価額	—	432,256	29,949	402,306	0	0	0		
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得資産額比(線路・土木)	1,403,333	111,360	1,291,972	0	0	0		
減価償却累計額	—	1,137,685	90,278	1,047,407	0	0	0		
正味価額	—	265,648	21,083	244,565	0	0	0		
海底線設備	取得資産額比(線路・土木)	4,355	57	4,298	0	0	0		
減価償却累計額	—	4,126	49	4,077	0	0	0		
正味価額	—	229	8	222	0	0	0		
建物	取得資産額比(線路・土木)	81,569	3,678	77,891	43	64,007	303	63,704	
減価償却累計額	—	61,684	2,785	58,900	33	49,212	233	48,979	
正味価額	—	19,885	894	18,991	11	14,794	70	14,724	
構築物	取得資産額比(線路・土木)	6,992	316	6,676	4	5,518	26	5,492	
減価償却累計額	—	5,941	269	5,672	3	4,689	22	4,666	
正味価額	—	1,051	47	1,003	1	829	4	825	
機械及び装置	取得資産額比(線路・土木)	2,126	102	2,024	1	48	0	47	
減価償却累計額	—	1,766	83	1,682	1	41	0	41	
正味価額	—	360	19	342	0	7	0	7	
車両及び船舶	取得資産額比(線路・土木)	399	14	385	0	5	0	5	
減価償却累計額	—	306	11	295	0	3	0	3	
正味価額	—	93	3	90	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得資産額比(線路・土木)	13,625	625	13,000	7	358	7	351	
減価償却累計額	—	11,352	516	10,836	6	300	5	295	
正味価額	—	2,273	109	2,164	1	58	2	56	
リース資産	取得資産額比(線路・土木)	113	4	109	0	1	0	1	
減価償却累計額	—	69	3	66	0	1	0	1	
正味価額	—	44	2	42	0	1	0	1	
土地	取得資産額比(線路・土木)	11,393	513	10,880	6	7,008	33	6,975	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	11,393	513	10,880	6	7,008	33	6,975	
建設仮勘定	取得資産額比(線路・土木)	7,892	574	7,318	4	33	1	32	
減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
正味価額	—	7,892	574	7,318	4	33	1	32	
無形固定資産	取得資産額比(線路・土木)	97,510	6,583	90,927	29	1,169	11	1,158	
減価償却累計額	—	82,001	5,550	76,451	21	966	9	958	
正味価額	—	15,509	1,033	14,476	8	203	2	201	
合計	取得資産額比(線路・土木)	4,286,094	246,217	4,039,877	2,228	127,865	1,218	126,647	
減価償却累計額	—	3,528,212	191,944	3,336,267	1,999	102,015	991	101,025	
正味価額	—	757,882	54,272	703,610	229	25,850	227	25,623	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル回線設備のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	—	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	91,068	23,841	6,735	67,227	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	4,564	1,195	338	3,369	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	9,464	2,478	700	6,986	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,343	382	215	1,962	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	17	1	0	16	0.000
租税公課	・正味資産額比	19,380	9,716	7,214	9,664	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	41,531	12,803	9,507	28,728	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,869	3,904	2,899	7,965	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,608	715	531	1,893	0.000
合計	—————	180,236	54,318	27,608	125,918	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線のみを用いる	上部区間		下部区間		
			(再掲)土木設備	(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	1,370	655	368	715	0.000
		減価償却累計額	1,281	612	344	669	0.000
		正味価額	89	43	24	47	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
正味価額		0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,188	0	0	1,188	0.000	
	減価償却累計額	1,026	0	0	1,026	0.000	
	正味価額	162	0	0	162	0.000	
無線機械設備	取得価額	3,317	0	0	3,317	0.000	
	減価償却累計額	2,913	0	0	2,913	0.000	
	正味価額	403	0	0	403	0.000	
電力設備	取得価額	3,311	151	85	3,160	0.000	
	減価償却累計額	2,839	129	73	2,710	0.000	
	正味価額	472	21	12	450	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	73	71	40	1	0.000	
	減価償却累計額	62	60	34	1	0.000	
	正味価額	11	11	6	0	0.000	
空中線設備	取得価額	222	0	0	222	0.000	
	減価償却累計額	150	0	0	150	0.000	
	正味価額	72	0	0	72	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,524,917	1,000,257	0	1,524,660	0.000
		減価償却累計額	2,122,610	923,167	0	1,199,443	0.000
		正味価額	402,306	77,090	0	325,217	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,291,972	1,291,972	1,291,972	0	0.000	
	減価償却累計額	1,047,407	1,047,407	1,047,407	0	0.000	
	正味価額	244,565	244,565	244,565	0	0.000	
海底線設備	取得価額	4,299	4,299	0	0	0.000	
	減価償却累計額	4,077	4,077	0	0	0.000	
	正味価額	222	222	0	0	0.000	
建物	取得価額	77,991	34,550	19,437	43,341	0.000	
	減価償却累計額	58,900	26,031	14,644	32,869	0.000	
	正味価額	18,991	8,519	4,793	10,472	0.000	
構築物	取得価額	6,676	2,956	1,663	3,719	0.000	
	減価償却累計額	5,672	2,512	1,413	3,160	0.000	
	正味価額	1,003	444	250	559	0.000	
機械及び装置	取得価額	2,024	1,146	645	878	0.000	
	減価償却累計額	1,682	947	533	735	0.000	
	正味価額	342	199	112	143	0.000	
車両及び船舶	取得価額	385	251	141	134	0.000	
	減価償却累計額	295	192	108	103	0.000	
	正味価額	90	59	33	31	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	13,000	6,771	3,809	6,230	0.000	
	減価償却累計額	10,836	5,679	3,195	5,157	0.000	
	正味価額	2,164	1,091	614	1,072	0.000	
リース資産	取得価額	109	69	39	39	0.000	
	減価償却累計額	66	42	24	24	0.000	
	正味価額	42	27	15	15	0.000	
土地	取得価額	10,880	4,994	2,810	5,886	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	10,880	4,994	2,810	5,886	0.000	
建設仮勘定	取得価額	7,318	3,700	2,081	3,618	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	7,318	3,700	2,081	3,618	0.000	
無形固定資産	取得価額	90,927	75,341	42,385	15,586	0.000	
	減価償却累計額	76,451	63,590	35,774	12,861	0.000	
	正味価額	14,476	11,751	6,611	2,725	0.000	
合計	取得価額	4,039,877	2,427,183	1,365,476	1,612,694	0.000	
	減価償却累計額	3,336,267	2,074,447	1,103,550	1,261,821	0.000	
	正味価額	703,610	352,736	261,926	350,874	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表

(平成27年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset type (e.g., 建物, 機械器具, 自動車), acquisition method (取得価額, 正味価額), and various depreciation methods (直線法, 定率法, etc.). Rows include 取得価額, 減価償却累計額, 正味価額, and 減価償却率. The table is organized into sections for different asset categories and their respective depreciation methods.

(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成27年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	その他	回線管理運営
営業費	17,568	0	0	0	17,568
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	97,706	94,928	559	186	2,034
共通費	5,617	4,784	98	12	723
管理費	11,479	9,916	108	10	1,445
試験研究費	2,678	2,539	133	5	0
通信設備使用料	39	18	18	2	0
租税公課	21,110	20,930	74	7	100
減価償却費	47,538	45,136	797	37	1,568
固定資産除却費	12,731	12,603	77	6	45
(再)除却損	2,873	2,785	46	4	39
合計	216,466	190,854	1,865	265	23,482

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成27年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	17,479	1,414	16,064	0
		減価償却累計額	15,258	1,322	13,936	0
		正味価額	2,220	92	2,128	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	5,171	1,188	2,081	1,902	
	減価償却累計額	4,705	1,026	1,891	1,789	
	正味価額	466	162	191	113	
無線機械設備	取得価額	3,653	3,317	0	336	
	減価償却累計額	3,234	2,913	0	321	
	正味価額	418	403	0	15	
電力設備	取得価額	7,095	3,561	3,243	291	
	減価償却累計額	6,084	3,054	2,781	249	
	正味価額	1,011	507	462	41	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	92	79	12	1	
	減価償却累計額	77	67	10	1	
	正味価額	15	12	2	0	
空中線設備	取得価額	222	222	0	0	
	減価償却累計額	150	150	0	0	
	正味価額	72	72	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,647,007	2,647,007	0	0
		減価償却累計額	2,214,751	2,214,751	0	0
		正味価額	432,256	432,256	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,403,333	1,403,333	0	0	
	減価償却累計額	1,137,685	1,137,685	0	0	
	正味価額	265,648	265,648	0	0	
海底線設備	取得価額	4,355	4,355	0	0	
	減価償却累計額	4,126	4,126	0	0	
	正味価額	229	229	0	0	
建物	取得価額	93,233	81,569	5,746	481	
	減価償却累計額	70,428	61,684	4,414	371	
	正味価額	22,805	19,885	1,333	110	
構築物	取得価額	7,969	6,992	475	43	
	減価償却累計額	6,772	5,941	404	36	
	正味価額	1,198	1,051	71	6	
機械及び装置	取得価額	2,400	2,126	18	3	
	減価償却累計額	2,012	1,766	15	2	
	正味価額	388	360	2	0	
車両及び船舶	取得価額	414	399	2	0	
	減価償却累計額	317	306	2	0	
	正味価額	96	93	1	0	
工具、器具及び備品	取得価額	18,946	13,625	332	25	
	減価償却累計額	15,736	11,352	258	21	
	正味価額	3,210	2,273	74	4	
リース資産	取得価額	119	113	1	0	
	減価償却累計額	73	69	0	0	
	正味価額	46	44	0	0	
土地	取得価額	13,162	11,393	624	59	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	13,162	11,393	624	59	
建設仮勘定	取得価額	7,922	7,892	28	2	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	7,922	7,892	28	2	
無形固定資産	取得価額	131,003	97,510	1,222	83	
	減価償却累計額	110,221	82,001	1,120	70	
	正味価額	20,782	15,509	102	12	
合計	取得価額	4,363,574	4,286,094	29,850	3,225	
	減価償却累計額	3,591,630	3,528,212	24,831	2,861	
	正味価額	771,944	757,882	5,019	364	